

◀参考事項▶

(1) 村・県民税が課税されない人

- ・令和4年中に所得のなかった人・生活保護法の規定により生活扶助の適用を受けている人
- ・本人が障害者・ひとり親・寡婦・未成年者のいずれかに該当し、令和4年中の総所得金額が135万円以下である人

(2) 村・県民税の「均等割」を課税されない人

- ・前年の合計所得金額が、次の計算で求めた金額以下

①同一年計配偶者または扶養親族がいる場合……280,000円×(本人+同一年計配偶者+扶養親族の人数)+268,000円

② 〃 いない場合…380,000円

(3) 村・県民税の「所得割」を課税されない人

- ・前年の総所得金額等が、次の計算で求めた金額以下

①同一年計配偶者または扶養親族がいる場合……350,000円×(本人+同一年計配偶者+扶養親族の人数)+420,000円

② 〃 いない場合…450,000円

(4) 近年の変更点

- ・給与所得控除額と公的年金等所得控除額の引き下げ
- ・基礎控除額の引き上げ(合計所得金額により変動あり)
- ・扶養の合計所得金額要件が380,000円から480,000円へ変更
- ・寡婦控除要件の一部変更
- ・特別寡婦控除がひとり親控除へ名称変更(一部の要件も寡婦控除と同様に変更)
- ・非課税範囲の拡大